

平成 25 年度事業計画書

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本レコード協会

平成 25 年 3 月 29 日

目 次

[1] レコード等の普及に関する事	1～2
1. 「音楽 CD の再販制度」の維持	
2. レコードの需要拡大施策の展開	
3. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施	
4. 日本音楽の海外展開の促進	
5. 大学寄附講座の開設	
6. RIAJ セミナーの開催	
7. その他	
[2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集	2
1. 市場調査、産業統計の充実	
2. 音楽に関する消費者実態調査の実施	
3. 私的違法ダウンロードに関する実態調査の実施	
[3] レコードを通じた音楽文化の保存に関する事	2
1. 歴史的音盤アーカイブ事業に関する研究	
2. 「文化庁芸術祭」への協力	
3. 「日本プロ音楽録音賞」の共催	
[4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関する事	3
1. 違法音楽配信を撲滅するための対策の強化	
2. 違法音楽配信を撲滅するための法整備の推進	
3. 「違法ダウンロード罰則化」等の広報・啓発活動	
4. 著作権教育活動の実施	
5. 「レコード保護期間」の延長に向けた活動	
6. 「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動	
7. レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動	
[5] レコード等に関するデータの公表	4
[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の 取り決めならびに徴収および分配	4
1. 二次使用料収入確保のための検討	
2. 二次使用料実績分配の運用改善	
[7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実 演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および 分配	4

[8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配	4
[9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配	4
[10] その他	4～5
1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等	
2. 国内・国外の団体、機関との連携活動	
3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営	
4. 業界規格（RIS）の制定と改正	
5. “ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動	
6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈	
7. 会員社業務の集約化（シェアードサービス）	

以上

平成 25 年度事業計画書

平成 24 年 4 月 30 日に当協会は創立 70 周年を迎えた。この節目の年の 6 月 20 日には「著作権法の一部を改正する法律」が通常国会において成立し、音楽業界の悲願であった「違法配信であることを知りながら、有償の音楽・映像を私的使用目的で複製する行為」（私的違法ダウンロード）に罰則が設けられた。この改正著作権法は同年 10 月 1 日に施行され、当協会は、他の音楽権利者団体 7 団体とともに「STOP！違法ダウンロード広報委員会」を設立し、法改正を広く国民に周知するための各種広報活動に施行前から取り組んだ。

平成 24 年の市況を振り返ると、レコード等の生産実績については、オーディオレコード（CD 等）の年間生産金額が前年比 108%となり、1998 年以来 14 年ぶりに前年を上回り、音楽ソフト（オーディオレコード・音楽ビデオの合計）の年間生産金額も前年比 110%と 2 桁の伸びを記録した。他方、有料音楽配信の売上金額は、インターネットダウンロードの年間売上金額は前年比 143%と 2 年連続の 2 桁成長となったものの、全体では前年比 75%と大幅に減少した。この結果、音楽ソフト（オーディオ+音楽ビデオ）の生産金額と有料音楽配信売上の合計は 3,651 億円となり、平成 19 年以来 5 年ぶりに前年を上回った。

このような業界を取り巻く環境を踏まえ、当協会は平成 25 年度において次の施策を重点的に実施する。第一に、特命組織として「著作権保護・促進センター（CPPC）」を協会内に設置し、違法配信対策を大幅に強化する。これは、改正著作権法の附則において、有償著作物等の提供事業者が違法なダウンロード行為を防止するための措置を講じることが求められたことを受けた取組みである。また、平成 22 年度に打ち出した 8 項目の重点施策（①「違法音楽配信の撲滅」、②「需要拡大施策の拡大」、③「レコード製作者の権利収入の拡大と適正な分配」、④「レコード製作者の権利の確保、強化」、⑤「シェアードサービスの拡大」、⑥「著作権教育・啓発活動の充実」、⑦「シンクタンク機能の充実」及び⑧「音楽文化の維持、発展のための施策」）は、各事業の内容を適切に見直しつつ継続する。

平成 25 年度の具体的な事業は以下の通りである。

〔事業活動〕

[1] レコード等の普及に関すること

1. 「音楽 CD の再販制度」の維持

- (1) 再販制度の弾力運用を推進するとともに、音楽文化発展の基盤となる再販制度の存置を引き続き求めていく。
- (2) ユーザーサービスの一環として実施している廃盤セールを開催する。

2. レコードの需要拡大施策の展開

- (1) エルダー層の音楽パッケージ需要を喚起するため、「大人の音楽キャンペーン」を店頭にて展開する。また、テレビ等の媒体を用いた活動を実施する。
- (2) 音楽パッケージ商品の販売促進施策として高音質・高品質 disc キャンペーン等の活動を実施する。
- (3) 販売店頭における音楽パッケージ需要を喚起するための施策「CD ショップ大賞」について、昨年度（第 5 回）の状況および需要拡大効果を検証した上で必要な支援を行う。

(4) CD 等のアートワークを通じて音楽パッケージの魅力を訴求し需要を喚起するため第3回「ミュージック・ジャケット大賞」を実施し、広報施策の一環としても展開の拡大を図る。

(5) その他、音楽パッケージの需要拡大と販売店の店頭活性化に資する適切な施策を検討し実施する。

3. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施

音楽業界で唯一、実績数字に基づく顕彰制度である「日本ゴールドディスク大賞」を継続して実施し、同賞の認知拡大を通じて音楽文化の維持・発展を図る。

4. 日本音楽の海外展開の促進

(1) 海外への日本音楽のライセンスアウト拡大に向け、音楽産業・文化振興財団(PROMIC)主催の「東京国際ミュージックマーケット」(TIMM)に積極的に参画し、成約実績の拡大と成功事例の創出を図る。

(2) その他、海外への日本音楽のライセンスアウト拡大に資する適切な施策を検討し、実施する。

5. 大学寄附講座の開設

平成25年度も24年度に引き続き、横浜国立大学に寄附講座を開設する。

6. RIAJ セミナーの開催

会員社を対象に原則として毎月1回開催するとともに、一部テーマについては広く一般公開も検討する。

7. その他

“Music J-CIS” (Music Japan-Copyright Information Service) の構成団体として、音楽権利情報データベースの充実を図る。

[2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集

1. 市場調査、産業統計の充実

パッケージ商品及び音楽配信に関する各種産業統計データの的確な集計・分析を行い迅速に公表する。

2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

28年目を迎える「音楽メディアユーザー実態調査」を継続実施するとともに、音楽の利用動向変化を的確に分析するための調査を必要に応じて実施する。

3. 私的違法ダウンロードに関する実態調査の実施

平成24年10月1日に施行された私的違法ダウンロード罰則化に係る改正著作権法の効果を把握するため、私的違法ダウンロードの実態変化に関する調査を実施する。

[3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること

1. 歴史的音盤のアーカイブ事業に関する研究

歴史的音盤のデジタルアーカイブ事業について、研究を継続する。

2. 「文化庁芸術祭」への協力

レコード部門における受付窓口として、選考申請及び審査に協力する。

3. 「日本プロ音楽録音賞」の共催

録音エンジニアの技術向上と地位確立を目的として継続実施する。

[4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること

1. 違法音楽配信を撲滅するための対策の強化

- (1) 違法配信対策の専任組織として新設する「著作権保護・促進センター（CPPC）」を中心に、違法音楽ファイルの削除要請の拡大など、違法アップロード対策を強化する。
- (2) 動画共有サイトに関しては、海外サイトへの削除要請を強化する。中国サイトへの対策強化に取り組む「コンテンツ海外流通促進機構（CODA）」との連携強化および中国でのサイト運営事業者を直接訪問する等して協力関係の構築・強化を図る。
- (3) 動画共有サイトからの不正ダウンロードを支援するサービスやソフトへの対策を講じる。また、リーチサイトについても効果的な対策を関係者と連携し検討する。
- (4) 違法ファイルが投稿されるサイトとの連携で実施する違法アップロード監視対策について、他の音楽権利者団体との連携を継続し、導入拡大に取り組む。
- (5) 違法な音楽利用を助長するスマートフォン向けアプリに関して、提供者等に対する注意喚起・警告活動を実施するとともに、その他効果的な対策を検討し実施する。
- (6) 悪質な違法行為者の告訴等を継続して実施する。
- (7) 「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」（CCIF）の取組みに継続参加し、違法行為者に対する啓発メールによる注意喚起活動を強化する。
- (8) ファイル共有ソフトを悪用した違法行為者のうち特に悪質性の高い者に対する損害賠償請求や告訴等の対応を強化する。

2. 違法音楽配信を撲滅するための法整備の推進

- (1) 私的違法ダウンロード罰則化に係る改正著作権法について、改正法附則第10条に規定されている「施行一年後の検証・見直し」に適切に対応する。
- (2) その他、違法音楽配信の撲滅に対して高い効果を発揮する法整備を求める活動を継続して行う。

3. 「私的違法ダウンロード罰則化」等の広報・啓発活動

私的違法ダウンロード罰則化に係る改正著作権法の更なる周知・徹底を図り、また、適法配信識別マーク（エルマーク）の認知拡大を図るべく、キャラクター「エルマークくん」を活用し、啓発キャンペーン等の広報活動を強化する。

4. 著作権教育活動の実施

他団体、企業等との連携等により、若年層への著作権教育の機会を増大するなどの取組みを強化する。

5. 「レコード保護期間」の延長に向けた活動

国内外の権利者団体等と連携を取りながら、少なくとも70年へのレコード保護期間延長に向けた活動を継続する。

6. 「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動

私的録音録画実態に則した権利者への対価還元制度とするために、他の権利者団体等と連携して検討を行い、行政府への働きかけを行う。

7. レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動

実演家団体と連携して制度創設に向けた行政府への働きかけを進める。

[5] レコード等に関するデータの公表

レコード産業への理解促進と産業全体のイメージ向上を図るため、機関誌、ホームページ、プレスリリース等を活用して積極的に情報発信するとともに、社会貢献活動や文化活動についても広く広報を行う。

[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取決めならびに徴収および分配

1. 二次使用料収入確保のための検討

放送事業収入の減少に拘わらず安定的に二次使用料収入を確保するための使用料算定方式の検討を行い、放送事業者との協議を推進する。

2. 二次使用料実績分配の運用改善

放送使用実績に基づく分配作業における精度向上と効率化を図るため、改善に資する取組みを実施する。

[7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

1. 放送番組のネット配信にかかる集中管理に関する取組

(1) 会員社または利用者側から集中管理の要望がある利用形態について、放送を基本とした現行の集中管理範囲の拡大を検討するとともに、使用料徴収額の拡大に向けた取組みを行う。

(2) 現行使用料規程の実態に則した見直しと未整備の規程に関する協議を行う。

(3) 放送番組の海外展開促進方策に関する総務省検討会のとりまとめ（平成 25 年 4 月予定）を受けて、放送番組で使用されるレコード原盤に係る権利処理の円滑化に適切に対応し、関係省庁・事業者との協力のもと活動を推進する。

[8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

平成 24 年度下期から運用を開始した邦盤レコードにかかる「貸レコード使用料等」の新分配スキームについて、必要に応じて運用の見直し、システムの改修を行い、安定化・効率化を図る。

[9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配

私的録音補償金管理協会（sarah）及び私的録画補償金管理協会（SARVH）の構成団体として、私的録音録画補償金制度の円滑な運用を支援・推進する。

[10] その他

1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等

文化審議会著作権分科会等へ委員を派遣するなど、外部の会議体等に積極的に参画し、意見の具申を行う。

2. 国内・国外の団体、機関との連携活動

国内の音楽関係団体並びに国際レコード産業連盟（IFPI）及びアメリカレコード協会（RIAA）等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を積極的に推進する。

3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営

レコード制作者としての社会的倫理責任を果たすため、「レコード制作基準」に則り「レコード倫理審査会」を開催・運営する。

4. 業界規格（RIS）の制定と改正

CD等レコード商品の表示、付属品等に関する日本レコード協会規格（RIS）について必要な制定・改正を行う。

5. “ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動

音源の識別に利用される“ISRC”（国際標準レコーディングコード）の国内登録管理機関として、普及・管理に関する活動やコードの申請受付・交付等を行う。

6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

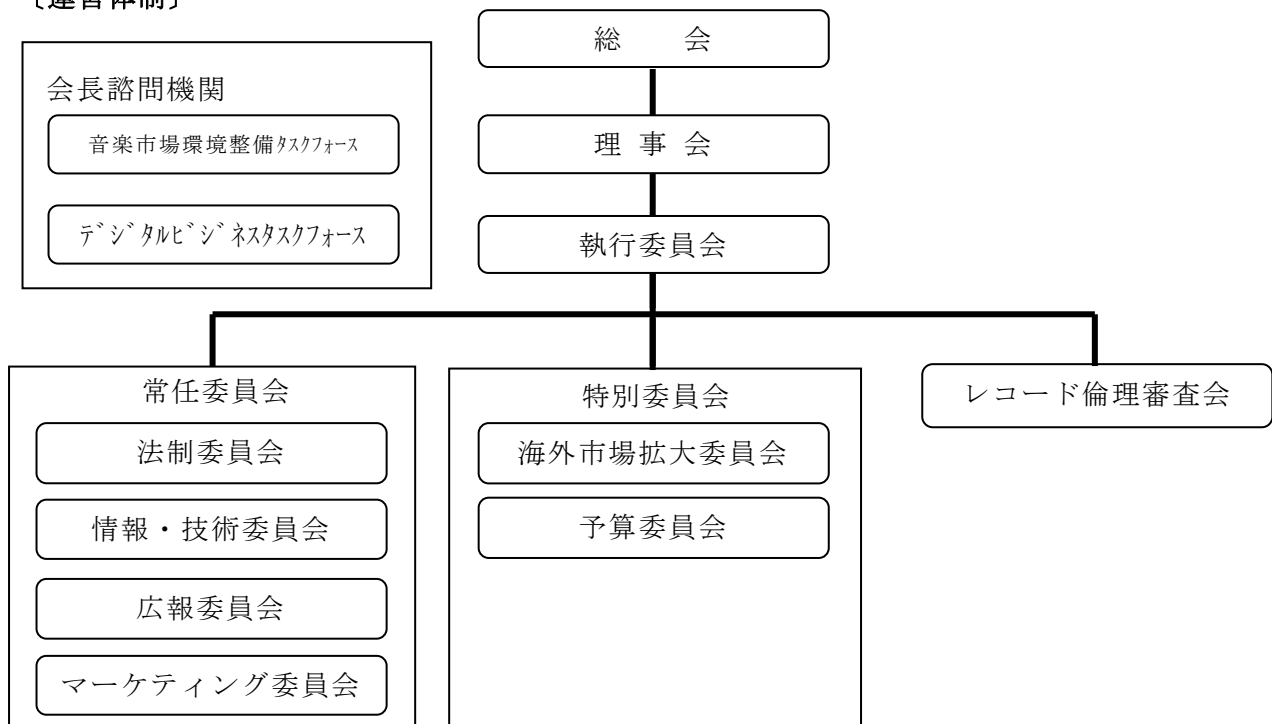
福祉厚生・療養施設（児童福祉施設、老人ホーム等）の方々に音楽を楽しんで頂く事を目的として昭和38年（1963年）から毎年実施しているレコード（CD）寄贈事業を平成25年度も継続する。また、東日本大震災被災地への寄贈も継続する。

7. 会員社業務の集約化（シェアードサービス）

（1）平成24年度に実施した放送局向けオンラインプロモーションの実証実験の結果を踏まえ、実用化に向けての検討を継続する。

（2）会員社業務の効率化と負担軽減を図るため、集約化が考えられる業務に関する会員社ニーズを引き続き把握する。

〔運営体制〕



本年度の事業遂行のため、関係諸官庁並びに関係諸団体と常に連絡協調を保持しつつ業務を推進する。

以上